

保護者 様

芦屋学園中学校・高等学校

新型コロナウイルス感染症による出席停止への対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、お子様が学校保健安全法施行規則第19条の第二種に規定されている新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとなっています。

医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、下記の「新型コロナウイルス感染症報告書」に保護者が記入・押印のうえ、登校時に学級担任にご提出ください。その際、可能な限り新型コロナウイルス感染症の罹患が確認できるもの^{*}を添付してください。

1. 新型コロナウイルス感染症出席停止期間について

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

- ・無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します

学校保健安全法施行規則第19条より一部抜粋

※「新型コロナウイルス感染症が確認できるもの」とは、検査結果用紙や診療明細書、検査薬剤情報提供書(薬の説明が書かれたもの)等とします。また書類に氏名と日付が記載されているものにしてください。

* この報告書は保護者が記入してください

新型コロナウイルス感染症 報告書

芦屋学園 中学校 ・ 高等学校 年 組 氏名 ()

保護者氏名 (印)

【発症日】(検査した日) 月 日 (曜日)

【解熱日】(熱が下がった日) 月 日 (曜日)

【自宅療養期間】 月 日 (曜日) ~ 月 日 (曜日)

【受診した医療機関名】